

別記実施基準

繁殖雌牛更新対策実施基準

第1 目的及び内容

しまね和牛の産地拡大のため、繁殖雌牛の更新および増頭により改良の進んだ雌牛（以下「優良雌牛」という。）への世代交代を促進し、購買者ニーズに応える子牛を生産することで子牛市場価格の向上および枝肉成績向上を図ることを目的とする。

第2 事業実施主体

本事業の実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 市町村
- 2 農業協同組合
- 3 その他和牛改良組合等、知事が適当であると認めた団体

第3 繁殖雌牛更新の実施基準

本事業の要件は以下のとおりとする。

- 1 事業実施主体は、別紙更新計画に基づき地域の繁殖雌牛更新計画を策定し、計画に基づき雌牛を更新すること。
- 2 本事業の更新対象となる繁殖雌牛は、事業実施年度中、11歳から12歳齢の繁殖雌牛であること。
- 3 優良雌牛の保留又は導入に関する要件は次に掲げるものとし、（1）から（3）の全てに加え、（4）または（5）のいずれかを満たすこと。

なお、（4）および（5）の要件については、当該優良雌牛の期待育種価またはゲノム育種価とし、ゲノム育種価の場合、（4）および（5）の要件については、「生産県」を「一般社団法人家畜改良事業団」と読む替えるものとする。

- （1）導入または保留時に満24ヵ月齢未満の雌牛であること。
- （2）平成15年以降に生まれた種雄牛の産子であること。
- （3）ゲノム育種価の評価を実施していること。
- （4）枝肉重量、脂肪交雑、MUFA育種価のうち2つ以上が生産県の上位1/2以上であること。
- （5）枝肉重量、脂肪交雑、MUFA育種価のうち1つが生産県の上位1/4以上であること。

4 所有者又は管理者

優良雌牛の所有者又は管理者は、農業者及び農業協同組合等であって、次に掲げるすべての要件に適合するものでなければならない。

- （1）優秀な繁殖雌牛の導入又は保留を積極的にすすめ、肉用牛改良基盤を強化し、その振興を図るものであること。
- （2）所有者が農業協同組合等であって、管理者が所有者と異なる場合、農業協同組合等は、管理者に対し、肉用牛の飼養管理技術、経営に関する指導を継続して行うことができること。

(3) 所有者又は管理者は、優良雌牛を飼養開始後5年に達するまで善良な飼育管理を行い、生産された雌子牛は、原則として地域内へ保留すること。

(4) 所有者又は管理者が当該優良雌牛を飼養開始後5年に達するまでに、飼育管理を中止する場合は、交付を受けた繁殖雌牛更新に係る補助金相当額を事業実施主体に返還すること。

さらに、事業実施主体は、返還された補助金相当額を県に返還するものとする。

ただし、次の場合を除く。

①所有者又は管理者がやむを得ない事情により、所有者又は管理者を変更する場合。

②善良な飼育管理を行ったにもかかわらず、当該優良雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他の事故があった場合。

また、返還すべき金額は、次の算式により算出した額とする。

$$A = B \times (5 - C) / 5$$

A：事業実施主体に返還すべき金額

B：所有者が交付を受けた補助金相当額

C：優良雌牛の飼養開始後年数

なお、所有者又は管理者は、当該優良雌牛に盗難、失そう、疾病、死亡その他重要な事故があったときは、遅滞なくその状況を事業実施主体を経由して知事に報告しなければならない。

(5) 所有者が農業協同組合等であって、管理者が所有者と異なる場合、農業協同組合等は管理者と貸付契約を締結するものとする。

(6) 本事業を利用して繁殖雌牛の増頭又は更新が可能な所有者又は管理者の飼養規模は以下のとおりとする。また、1農場あたりの補助対象は原則5頭を上限とする。

| 項目 | 飼養規模 |
|----|----------------|
| 増頭 | 繁殖雌牛3頭以上200頭未満 |
| 更新 | 繁殖雌牛3頭以上50頭未満 |

(7) 所有者又は管理者は、国際水準GAP・美味しまね認証に係る取組の推進を図るため、「美味しまね認証の考え方に基づく「繁殖牛」の生産工程管理事項について（通知）」（令和元年7月1日付け畜第292号）に基づき実施すること。

第4 事業の実施手続き

1 繁殖雌牛更新計画

事業実施主体は、交付要綱第3の規定に基づき、繁殖雌牛更新計画書（別記様式第1号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

2 繁殖雌牛更新計画の変更

事業実施主体は、繁殖雌牛更新計画書に記載された事項のうち、助成対象頭数を変更しようとする場合は、交付要綱第4の規定に基づき、繁殖雌牛更新変更実施計画書（別記様式第2号）を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第5 事業実績等の報告

本事業の実績報告は、以下により行うものとする。

- 1 事業実施主体は、交付要綱第7の規定に基づき、事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の末日のいずれか早い日までに、繁殖雌牛更新実績報告書(別記様式第3号)を隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第6 飼育管理状況の報告

1 繁殖状況調査表の提出

所有者又は管理者は、当該優良雌牛を導入又は保留した年度の翌年度から5年間、繁殖状況調査表(別記様式第4号)を事業実施主体に提出しなければならない。また、提出期限は、4月末日とする。

2 飼育管理状況の報告

事業実施主体は、1により提出された繁殖状況調査表を取りまとめ、優良雌牛飼育管理状況報告書(別記様式第5号)により、毎年度5月末日までに隠岐支庁農林水産局または各農林水産振興センターを経由して知事に提出しなければならない。

第7 県の助成

県は事業実施主体に対し、この事業の実施に必要な経費(事業実施主体が補助する場合における当該補助に要する経費。ただし、所有者が農業協同組合等である場合は、農業協同組合等が管理者と契約を締結し、管理者へ補助する場合に限って対象とする。)について予算の範囲内において別に定めるところにより補助するものとする。

第8 その他

この実施基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則 この実施基準は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 この実施基準の改正は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年11月14日付け農畜第868号)

この実施基準の改正は、令和4年11月14日から施行する。

繁殖雌牛更新計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名

このことについて事業を実施したいので、しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金交付要綱第3の規定に基づき申請します。

1. 事業目的

2. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 繁殖雌牛更新等整備計画

(単位：頭、千円)

| 繁殖雌牛 飼育戸数 | | 繁殖雌牛 飼育頭数 | | 繁殖雌牛更新等整備計画 | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------|
| 現況 | 計画 (5年後) | 現況 | 計画 (5年後) | 当該年度計画 | |
| | | | | 補助対象頭数 | 補助金額 |
| | | | | (更新) | |
| | | | | (増頭) | |

※更新の場合は、更新対象となる繁殖雌牛の登録書を添付すること。

繁殖雌牛更新変更実施計画書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇〇号で承認通知のあった事業実施計画について、下記のとおり変更したいので、しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

1. 変更理由

2. 事業目的

3. 事業内容

(1) 具体的な取組事項

(2) 繁殖雌牛更新等整備計画

(単位：頭、千円)

| 繁殖雌牛 飼育戸数 | | 繁殖雌牛 飼育頭数 | | 繁殖雌牛更新等整備計画 | |
|--------------|-------------|--------------|-------------|-------------|------|
| 現況 | 計画 (5年後) | 現況 | 計画 (5年後) | 当該年度計画 | |
| | | | | 補助対象頭数 | 補助金額 |
| | | | | (更新) | |
| | | | | (増頭) | |

※更新の場合は、更新対象となる繁殖雌牛の登録書を添付すること。

繁殖雌牛更新実績報告書

番 号
年 月 日

島根県知事様

市町村長又は農業協同組合長等名

このことについて事業の実施結果を、しまね和牛生産振興事業繁殖雌牛更新対策補助金交付要綱第7の規定に基づき報告します。

1 繁殖雌牛更新実績

(単位：頭、千円)

| 補助対象頭数 | 補助金額 |
|--------|------|
| (更新) | |
| (増頭) | |

2 対象牛一覧表

※別記様式第6号を添付すること。

別記様式第4号

令和〇〇年度優良雌牛繁殖状況調査表

市 町 村 長 又は 農業協同組合長等 様

所有者（管理者）住 所
氏 名

繁殖雌牛更新対策実施基準第6の1の規定に基づき、令和〇〇年度における繁殖状況を報告します。

記

1 優良雌牛

| 名 号 | 生年月日 | 登録番号 | 個体識別番号 |
|-----|------|------|--------|
| | | | |

(1)繁殖成績の記録

| 産 次 | 初産 | 2産 | 3産 | 〇産 |
|--------|--------|----|----|----|
| 分娩年月日 | | | | |
| 産 子 | 性 別 | | | |
| | 登録番号 | | | |
| | 個体識別番号 | | | |
| | 販売年月日 | | | |

| 年月日 | 管理の記録（疾病、事故等、獣医師の受診） |
|-----|----------------------|
| | |

令和〇〇年度優良雌牛飼育管理状況報告書

番 号
年 月 日

島 根 県 知 事 様

市町村長又は農業協同組合長等名

繁殖雌牛更新対策実施基準第 6 の 2 の規定に基づき、令和〇〇年度における飼育管理状況等を報告します。

記

1 優良雌牛飼育管理状況

令和〇〇年 3 月 3 1 日現在

| 所有者又は 管理者氏名 | 雌牛名号 | 登録番号 | 個体識別番号 | 繁 殖 状 況 | | | | 事 故 の 概 要 | | | |
|----------------|------|------|--------|-------------|----|----|-------------|-----------|-----|-----|-----|
| | | | | 最終分娩年月 日 | 産次 | 性別 | 最終授精 年月日 | 種 類 | 原 因 | 年月日 | 処 理 |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

※別記様式第 4 号の写しを添付すること